

## 2023 職場要求書の当局回答

### 人員不足で、現場はやってられないー!!

組合は、2023年職場要求書を8月3日当局に提出しました。〈賃金に関すること〉〈会計年度任用職員に関すること〉〈人員などに関すること〉〈定年年齢について〉といった4分野について、全27項目の要求です。

8月24日に当局より回答がありましたので、回答の抜粋を掲載します。今後人員などに関することを軸とし、新たに職場から上がってきた要求も加えて交渉を進めていきます。

2023年の人勤は、昨年に続き月例給、一時金ともプラス勧告ではあったものの、急激な物価上昇に追い付かず、生活改善に繋がらない不十分な勧告です。一方職場では、慢性的な人員不足の影響からなる休暇取得困難、長時間残業などによる疲弊に加え、パワハラなどハラスメント問題がメンタルにストレスを抱えた職員、若手の早期退職の発生を招いています。

欠員による人員不足の解消し、安心して働ける職場を目指して要求を求めています。

◆は当局回答

#### <賃金に関すること>

2. 運用による昇格制度について上位級への昇格条件である到達号給の引き下げを行い、昇給停止までに給料表上限まで到達できるように改善すること。

◆ 昇格については、行政組織上の必要に応じて規則及び運用の昇格基準に基づき取り扱っております。現行通りでご理解願います。

#### <会計年度任用職員に関すること>

5. 会計年度任用職員の時給を誰もが最低1,500円以上とすること。

◆ 会計年度任用職員制度では国や近隣自治体等との均衡も考慮しつつ、職種毎に常勤職員の給料表に基づいて報酬を定めておりますのでご理解願います。

#### <人員などに関すること>

11. 産休・育休中の職員が安心して休業できる様、休業期間中は看護局付けとし、病棟定数外人員とするなど、病棟に欠員がないよう環境整備を図ること。

◆ 病院事業の企画・立案・執行及び職員の配置については、交渉事項と考えておりません。なお必要な職員の補充につきましては、引き続き適切な任用に努めてまいります。

会計年度任用職員制度では国や近隣自治体等との均衡も考慮しつつ、職種毎に常勤職員の給料表に基づいて報酬を定めておりますのでご理解願います。

12. ハラスメント根絶を図るためのアンケート調査について、検討結果を示すこと。

◆ 職員満足度調査において、当院の不満や改善点についての自由記載欄を設けており、ハラスメントについての記載もされているところです。また、各部局で実施する意向調査に設けられている自由記載欄や、人事評価制度の面談時にハラスメント相談を受けている部署もあり、これらを活用していきたいと考えております。

15. 労働時間が8時間を超えた場合の15分休憩が仕事の実態に合わず、対応に苦慮しています。実態に即した休憩の取り方を現場に伝えること。

◆ 時間外命令を行い労働時間が8時間を超える場合にあっては、労働基準法の規定に基づき更に15分間の休憩を与える必要がある旨、各所属長に通知しており、このなかで正規の終業時刻から15分間の休憩を与えることができない場合については、休憩時間をずらすなどして労働基準法等に規定されている休憩時間を確保するよう周知を図っております。

16. 長時間勤務における賃金不払いは労働基準法違反であることを管理職に徹底させること。また事前申請、実績報告を認めない管理職に対し個別に指導し未払い残業の根絶を図ること。

◆ 時間外勤務にあつては、所属長による事前命令と実績確認を基に適切な手当が支給されているものと認識しております。今後も法令を遵守した命令が適切に行われるよう、引き続き各所属への周知に努めてまいります。

19. 利用者のニーズに対応する保育室・保育体制を整備するとともに、保育の24H、365日の運用を検討すること。

◆ 24時間365日の運用については、経費等の部分から難しいものと考えております。

22. 看護職員の離職が多いことが人員不足に繋がっているため、再任用職員を新人フォロー・相談役として位置づけ、各病棟に配置すること。

◆ 病院事業の企画・立案・執行及び職員の配置については、交渉事項と考えておりません。

なお、効率的な病院事業運営を進めることは市民に対する責任であり、社会情勢の変化等にも配慮しながら、常勤、再任用、会計年度任用職員の各職員を適切に配置していきたいと考えております。

#### <定年年齢について>

23. 段階的引き上げに合わせ、昇給停止年齢を60歳とすること。

◆ 定年引上げ実施にかかる国通知(質疑応答)では、昇給については、従前の55歳昇級停止と同様に扱うとの見解が示されておりますので、現行制度でご理解願います。

#### その他の要求

○ 診療報酬に関わる資格を取得し、それが診療報酬の増額に繋がっている場合、特殊勤務手当を支給して欲しい。

## 第15回定期総会の案内

日時：12月7日(木)

17時30分～

場所：C館401会議室

医療センター職員労働組合の年に一度の定期総会を開催しますので、参加よろしく申し上げます。

## 船橋市立医療センター職員労働組合 選挙管理委員会告示

船橋市立医療センター職員労働組合の規約に基づき、組合役員(執行委員)選挙を次の通り行う。

2023年9月28日(木)

船橋市立医療センター職員労働組合  
選挙管理委員長 徳泉 美幸(臨床検査科)

### 1. 選出すべき役員及び定数

執行委員長1名 副執行委員長1名  
書記長1名 書記次長1名 執行委員若干名  
監査委員2名

### 2. 立候補者申し出の受付期間と場所

9月28日(木)～10月4日(水)  
選挙管理委員長 徳泉まで

### 3. 投票期間及び場所

10月12日(木)～10月31日(火)12:00  
医療センター内 各部署・病棟にて投票

### 4. 開票日時及び場所

10月31日(火)17:00～  
業務(勤務)等で変更が余儀なくなる場合は、新たな日程を組合掲示板(看護部更衣室前)に貼り出し  
てお知らせします。

### 5. その他

開票立会人は各候補者が一名指名できます。